

# 相生町内会費細則

## 【目的】

第1条 本細則は、町内会に納入される町内会費などの円滑な徴収を行うことを目的とする。

## 【会費】

第2条 相生町内会（以下本会）規約第25条に定める町内会費の金額を世帯当たり、月額500円（年額6,000円）とする。

2 賛助会員（本会規約第3条6項にある）の会費は個別に対応する。

3 多世帯住宅世帯について、1世帯として加入登録し1世帯分の会費を徴収する。ただし、独立世帯として加入登録を希望する場合はそれぞれの世帯について会費を徴収する。

4 高齢一人世帯は75才以上（4月1日現在の満年齢）であれば、月額400円（年額4,800円）とする。

5 高齢夫婦世帯においては、夫婦ともに75才以上（4月1日現在の満年齢）であれば、月額400円（年額4,800円）とする。

6 高齢者が複数同居する世帯（兄弟/姉妹など）では、同居者の全員が75歳以上（4月1日現在の満年齢）であれば、月額400円（年額4,800円）とする。

7 特別な事情がある世帯は、会費の減額・猶予・免除などの支援措置を受ける事ができる。月額300円（年額3,600円）を基準として、月額0円から400円（年額0円から4,800円）の間で、状況により町内会長が判断し、本会執行役員会で承認する。

（1）母子・父子世帯（子が義務教育期間中が対象）

（2）生活保護世帯

（3）85才以上（4月1日現在の満年齢）の一人暮らし世帯

（4）そのほか特別な事情のある世帯

8 町内会活動をご支援いただける場合など、高齢者及び特例による減額を希望しない場合はこれを辞退できる。

## 【会費の徴収】

第3条 会員の会費は世帯を単位として徴収する。

2 次に該当する場合を1世帯とする。

（1）住民票上の1世帯

（2）同一敷地内の同一又は別の建物に居住する住民票上の複数世帯であって、世帯主の続柄が3親等以内の親族である場合

3 単位となる世帯は世帯主の申告により決めるものとする。

## 【会費の徴収方法】

第4条 町内会費は年度初めに1年分を徴収する。

2 年度途中で加入の場合、町内会費は入会月の次月以降分を月割りで徴収する。

- 3 年度途中で退会の場合、町内会費は退会月の次月以降分を月割りで返金する。
- 4 組においては組長が訪問し集金し、集合住宅(マンションなど)においては各集合住宅(マンションなど)の規約に沿って集金する。
- 5 集合住宅(マンションなど)においては、年度途中の入退会時の取り扱いは各集合住宅(マンションなど)の規約に沿うものとする。
- 6 集合住宅(マンションなど)において、徴収時の会費減額が難しい場合は『差額返金』で対応する。

### 【高齢・支援世帯の認定】

第5条 高齢世帯及び支援世帯の認定は該当者からの申告に基づくものとする。

### 【協力金について】

第6条 各団体への協力金は、支払いを強制するものではなく、活動に賛同する世帯から徴収する。

- (1) 社会福祉協議会 300 円
- (2) 安城神社奉賛会 300 円
- (3) 日本赤十字社 500 円
- (4) 赤い羽根共同募金 300 円
- (5) 八幡社初穂料 300 円

- 2 各団体への協力金は年度初に徴収する。
- 3 年度途中で加入の場合、協力金は次年度から徴収する。
- 4 年度途中で退会の場合、協力金の返金はしない。
- 5 組においては組長が訪問し集金し、集合住宅(マンションなど)においては各集合住宅(マンションなど)の規約に沿って集金する。
- 6 集合住宅(マンションなど)においては、年度途中の入退会時の取り扱いは各集合住宅(マンションなど)の規約に沿うものとする。

### 【委任】

第7条 この細則に定めるもののほかに運用に必要な事項は本会執行役員会が定める。

### 【規定の改定】

第8条 この規定の改定は総会の議決により行う。

### 【附則】

この規約改定は、令和4年4月1日から施行する。

制定 昭和 年(詳細は不明)  
最近改訂 平成27年(詳細は不明)  
今回改訂 令和4年3月16日